平成29年度第1回新居浜市隣保館運営審議会会議録

日 時:平成29年6月21日(水)19時から20時

場 所:瀬戸会館 1階会議室

参加者:委員 高津章人、古川拓哉、原寿也、高津英正、渡邊優津子

小野博、藤田恭子、西原泰介、小西裕久、眞鍋慶子

事務局 木村市民部長、青木人権擁護課長、伊藤瀬戸会館館長

傍聴者:なし

議事:1 平成28年度事業報告

2 平成29年度事業計画

3 その他

事務局

皆さん今晩は。定刻が参りましたので、ただいまから、「平成29年度新居浜 市隣保館運営審議会」を開催いたします。

私、本日の進行役をさせていただきます、人権擁護課の青木と申します。議事 に入るまで会の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の皆様には、本日は大変ご多忙のところ「平成28年度第1回新居浜市隣 保館運営審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、本審議会ですが、新居浜市隣保館運営審議会規則第5条第2項により、 委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっておりますが、委 員総数11名に対し10名の出席で、過半数を超えておりますので、本会議は成 立していることをご報告いたします。

次に、新居浜市審議会等の公開に関する要綱に基づき、当審議会は原則公開することとしており、具体的な会議の運営におきましては、事前に開催日時などを市民にお知らせし、傍聴を認めること、また、会議の開催結果について、議事録などを公表することと致しておりますので、ご了承ください。

それでは、お手元配付の会次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。 まず、開会に当たりまして、木村市民部長からご挨拶を申し上げます。

(木村市民部長 あいさつ)

事務局

次に、本日が初めての会合であり、ご出席の各委員の皆様には、初対面の方もおられると思いますので、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。

自己紹介の順番につきましては、あらかじめ委員名簿をお配りいたしておりま すので、名簿の順番に従いまして、自己紹介をお願いいたします。

- 名簿順に従い、各委員自己紹介 -

事務局

ありがとうございました。

これからの議事については、進行を髙津会長にお願いいたします。

会長

それでは、これより議事に入ります。

平成28年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【平成28年度事業報告について事務局説明】

平成28年度事業報告について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご 質問はございませんか。

委員

瀬戸会館を会場に、地元連合自治会が主体となって「なんでも相談日」を毎週 火曜日に実施しています。これについては、現在も実施中の事業として取り上げ て欲しいと思います。もう一つは、周辺地域巡回事業で実施している「こどもの 人権・同和教育お話し会」は昨年7月以降は、開催されていない様です。国の補 助対象事業ではなくなった様ですが、一度は定着していた事業なので、放課後児 童クラブともよく相談したうえで、再開できる様に検討して欲しいと思います。

事務局

「なんでも相談日」については報告書に記載するよう修正します。お話し会に ついても、今後再開できる様、協議してまいります。

会長

次に平成29年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【平成29年度事業計画について事務局説明】

会長

平成29年度事業計画について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご 質問はございませんか。

委員

人権のつどい日については瀬戸会館だけで開催されているようですが、参加者が固定化している様子もみられるため。年に数回は他の会場でも実施することを検討してみても良いのではないでしょうか。

事務局

ご指摘の様な状況はみられますが、人権のつどい日はこれまで毎月11日に会場を瀬戸会館に固定して継続して開催してきたので、その慣例は続けていきたい

とは考えています。しかし人権に関する研修は、本来は全市的に継続して開催することが望ましいと思いますので、他の会場においてもつどい日とは別に、講演会や研修会の開催ができる様に検討していきたいと思います。

委員

「人権のつどい日」は、人権について月に1回はみんなで考えようということで、最終的な目的は全市的にこの行事を実施するということであったと思います。年間計画等を作成する際には、市内他施設での開催も検討してもらったらよいと思います。

会長

瀬戸会館で実施している「人権のつどい日」以外に、市内の他施設で人権啓発 の講演会等を実施することは、予算的に可能ですか。

事務局

お迎えする講師に支払いする報償費の金額を調整すれば、実施することは可能です。

会長

可能であれば、実施を検討していただいても良いのではと思います。他にご意見はございますか。

委員

今回の事業計画に南沢笑子さん自死事件の資料充実との項目がありますが、以前の事業計画にもこの項目が含まれていましたか。

事務局

前年度の計画にも入れています。

委員

この事件については、教育現場においても学んだことの無い若手教職員が増加 しているので、今のうちに事件のことを積極的に伝えていく活動を行っておく必 要があるのではと思います。

資料の充実は必要だと思いますが、事件を風化させないためには教育委員会とも連携して、年に1回は瀬戸会館を会場として教職員の研修会を開催するなどして認識を深めていただき、この事件についても学んでもらえるような機会を持つことが必要だと思います。

会長

ご意見ありがとうございます。今のご意見について、担当課で取組を考えることは可能ですか。

事務局

新居浜市には愛媛県人権教育協議会新居浜支部があり、この組織の中に小中学 校部会があります。人権擁護課が事務局となっていますので、部会とも連携して 瀬戸会館を積極的に活用してもらう等の具体的な取組みについて、考えることは 可能だと思います。

会長

こうしたご要望も汲み上げていただければと思います。その他、なにかご意見 等はありませんか。

委員

先ほど人権のつどい日の開催について話がありましたが、昨年「部落差別解消推進法」ができており、この法律には「地方公共団体は地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行なうよう努めるものとする。」と書かれています。

隣の四国中央市では人権同和教育の停滞を防ぐため、校長や人権同和教育主任のレベルアップを図るとともに、市の幹部職員に対しても研修会や意見交換を行っているとのことでした。他市の真似をする必要は無いと思いますが、新居浜市も地域の実情に合った取り組みを進めていく必要があると思います。

現在瀬戸会館では各種サークルなどによる活動が活発に行われていて、多くの利用者があり、良い交流の場になっていると思います。また「人権のつどい日」についても継続して良い取り組みを実施してもらっていると思うので、新たな講演会や研修会等を開催するのではなく、今実施している「人権のつどい日」を充実させて、多数の市幹部職員や教職員等の方々に参加してもらえる様、変えていければ良いと思います。

最終的に、瀬戸会館が市の人権同和教育を推進するための拠点交流施設として 機能することが、最も良いのではないかと考えます。

会長

人権のつどい日については様々なご意見をいただきましたが、より良いものとなるよう協議していくことが必要だと思います。「部落差別の解消の推進関する法律」の中には、どの様な取組みを行う必要があるとされているのですか。

事務局

この法律については条文にあるとおり、「地域の実情に応じて必要な教育・啓発を行なうよう努める。」とされています。県の人権教育協議会などにおいても、多くの方々に法律が施行されたこと知ってもらうことが必要であるため、各自治体において広報すべきではとの意見がありました。本市では現在、ホームページや市政だより等での広報を行っているところです。

委員

市民に広報することも必要だとは思いますが、それより前にまず市職員の方に 部落差別の現状や法律の中身について研修を深めていただき、その後に市職員の 皆さんから市民の方へ周知していただくことが必要だと考えます。先ほど、人権 のつどい日についていろいろな議論もありましたが、こうした場に市職員や教職 員の方が多数参加して研修を深めるもらうことから、スタートする必要があると 思います。

委員

この法律の条文によれば、「新居浜市は部落差別を解消するため、必要な教育 及び啓発を行うよう努めるものとする。」と理解する必要があると思います。例 えば四国中央市では市内に赴任してきた教職員に対して、年間数回に渡り「人権 同和教育に関する研修」を行っています。

新居浜市においても市職員や教職員を対象者とし、瀬戸会館を会場として研修会等を行っていく必要があるのではないですか。

会長

教職員に対する研修については教育委員会が管轄する部門になると思いますが、瀬戸会館で実施する人権啓発事業と小中学校の人権同和教育主任等が中心となって企画する教職員対象の研修事業等について、事業の内容等を連携していくことは可能でしょうか。

事務局

教職員の研修にどの様に取り組んでいくかについては教育委員会との調整も必要ですが、一方で人権教育協議会新居浜支部の中には小中学校部会があり、これの事務局は市長部局である人権擁護課となっているので、教育委員会や部会の中で協議を進めて、会館で行う事業と教職員対象の研修を連携して行うことができないか、検討したいと思います。

委員

南沢笑子さん50回忌の法要を行った後に、「南沢笑子さんの想いをつなぐ会」 を結成しましたが、その後の活動があまり活発ではなく、事業計画の中にある資料集めも、十分に進んでいないのではないかと思います。会の活動も継続しなが ら、資料集めも進めていく必要があると考えます。

委員

「南沢笑子さんの想いをつなぐ会」が結成された後、この会の会長が異動されて勤務先が市外となったことにより、活動が停滞した状況になっていますが、昨年は長野県人権センターの方が関係資料を見学させて欲しいとの要望等があり、つなぐ会の会員3名で対応したこともありました。

委員

ただ現実には、事件を伝えていく活動や関係する資料収集等は十分に進んでいない状況の様なので、これらの活動をもう一度活性化させることによって教職員の方々にも実際に見学してもらい、貴重な資料に触れていただく機会を持つことは必要だと思います。そのことが人権同和教育の深化に繋がると思うので、会館

の今年度活動計画(自死事件の資料充実)に加え、啓発活動を活性化する等の内容を追加すべきではないでしょうか。

委員

学校教育の現場においては、今もこの自死事件を教材として取り上げていますが、子供たちに対して本当に必要な指導は行われていない状況にあると思います。この事件の関係資料は本市にとって負の遺産かもしれないが、これを契機に本市の人権同和教育が前進してきたことも否定できないと思います。事件の継承については瀬戸会館だけの問題とはせず、教育委員会も一体となって考えていかなければならない課題ではないでしょうか。

委員

事件を伝えていく活動の状況に関しては、以前は東予地区や県の人権同和教育研究大会の場で発表を行ったこともありました。新居浜市や愛媛県における人権同和教育の原点ともなった事件ですから、なるべく早い時期には「南沢笑子さんの想いをつなぐ会」の活動を活性化できる様に考えたいと思います。

委員

収集した資料を、人権同和教育の啓発資料として広く活用していくことは出来ないのですか。

委員

確かに関係する貴重な資料等は大切に保管していく必要がありますが、現存する資料の中には、関係する方々の個人情報が数多く含まれております。この事件の発生から50年以上が経過していますが、そのままの形で閲覧していただける 状態とはなっていません。

会長

この事件を後世に伝えていくためには、資料の取扱い等も含めてさらに学習を継続して研究を深める必要があると思います。瀬戸会館の事業計画の中に項目が含まれているため、例えは瀬戸会館がリーダーシップを取って事件に関する資料の収集や、調査・研究を進めていくことが出来ないか、検討していただきたいと思います。

その他、なにかご意見等はありませんか。無いようでしたら、これをもちまして平成29年度第1回新居浜市隣保館運営審議会を終了いたします。